

学則

地域創生科学研究科 先端融合科学専攻

宇都宮大学学則（案）	- - - - -	1
宇都宮大学学則（案）変更事項	- - - - -	23
宇都宮大学学則（案）新旧対照表	- - - - -	24
宇都宮大学大学院学則（案）	- - - - -	25
宇都宮大学大学院学則（案）変更事項	- - - - -	44
宇都宮大学大学院学則（案）新旧対照表	- - - - -	45

○宇都宮大学学則（案）

（昭和30年2月16日）

改正	昭30～昭63 省略	平元 規程第4号	平元 規程第13号
	平元 規程第28号	平2 規程第3号	平2 規程第15号
	平3 規程第1号	平3 規程第5号	平3 規程第12号
	平3 規程第35号	平3 規程第39号	平3 規程第44号
	平4 規程第3号	平4 規程第8号	平4 規程第13号
	平5 規程第4号	平5 規程第7号	平6 規程第3号
	平6 規程第84号	平7 規程第6号	平8 規程第30号
	平9 規程第16号	平10 規程第2号	平10 規程第47号
	平11 規程第5号	平11 規程第14号	平11 規程第25号
	平12 規程第51号	平13 規程第12号	平14 規程第5号
	平14 規程第24号	平14 規程第29号	平15 規程第4号
	平16 規程第50号	平16 規程第110号	平17 規程第6号
	平17 規程第44号	平17 規程第65号	平18 規程第4号
	平18 規程第40号	平18 規程第49号	平18 規程第64号
	平18 規程第65号	平18 規程第75号	平18 規程第80号
	平19 規程第2号	平19 規程第50号	平19 規程第51号
	平20 規程第1号	平21 規程第16号	平22 規程第2号
	平22 規程第9号	平22 規程第61号	平22 規程第91号
	平23 規程第6号	平23 規程第8号	平24 規程第16号
	平25 規程第19号	平26 規程第10号	平27 規程第28号
	平28 規程第76号	平29 規程第18号	平成30年 規程第30号
	平成31年 学則第1号	平成31年 学則第3号	一年 学則第一号

目次

第1章 総則

第1節 目的及び自己評価等(第1条—第1条の3)

第2節 構成(第2条—第13条)

第3節 収容定員(第14条)

第2章 学部通則

第1節 教育課程及び履修方法(第15条—第20条の7)

第2節 学年及び休業日(第21条・第22条)

第3節 入学、退学、転学及び留学(第23条—第35条の2)

第4節 休学及び除籍(第36条・第37条)

第5節 卒業及び学位(第38条・第39条)

第6節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料(第40条—第45条)

第7節 科目等履修生、特別聴講学生及び研究生(第46条—第48条の2)

第8節 外国人学生(第49条)

第9節 公開講座(第50条)

第10節 学生寮(第51条)

第11節 賞罰(第52条・第53条)

第12節 全学講義(第54条)

附則

第1章 総則

第1節 目的及び自己評価等

(本学の目的)

第1条 宇都宮大学(以下「本学」という。)は、学術の中心として広く知識を授けるとともに深く学芸を教授研究して、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、真理と正義を愛する人格を育成して、人類の福祉と文化の向上に貢献することを目的とする。

2 本学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について、別に履修規程で定め、公表するものとする。

(自己評価等)

第1条の2 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、別に定めるところにより、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行うものとする。

(教育研究等の状況の公表)

第1条の3 本学は、本学における教育及び研究並びに組織及び運営の状況を公表するものとする。

第2節 構成

(学部、学科・課程及びコース)

第2条 本学に、次の学部を置く。

地域デザイン科学部

国際学部

共同教育学部

工学部

農学部

2 各学部に、次の学科・課程を置く。

学部	学科・課程
地域デザイン科学部	コミュニティデザイン学科
	建築都市デザイン学科
	社会基盤デザイン学科
国際学部	国際学科
共同教育学部	学校教育教員養成課程
工学部	基盤工学科
農学部	生物資源科学科
	応用生命化学科
	農業環境工学科
	農業経済学科
	森林科学科

3 工学部基盤工学科に、コースを置く。

(大学院)

第2条の2 本学に、大学院を置き、次の研究科を置く。

地域創生科学研究科

教育学研究科

2 大学院に関しては、本章に定めるもののほか大学院学則の定めるところによる。

(附属学校)

第3条 本学に、次の附属学校を置く。

共同教育学部附属幼稚園

共同教育学部附属小学校

共同教育学部附属中学校

共同教育学部附属特別支援学校

2 共同教育学部附属特別支援学校は、知的障害者である児童及び生徒に対する教育を行う。

(学部附属施設)

第3条の2 本学に、次の学部附属施設を置く。

国際学部附属多文化公共圏センター

工学部附属ものづくり創成工学センター

農学部附属農場

農学部附属演習林

(共同利用)

第3条の3 前条に掲げる農学部附属農場及び農学部附属演習林は、本学の教育研究上支障がないと認められるときは、他の大学、専門学校等の利用に供することができるものとする。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(学内共同施設)

第3条の4 本学に、次の学内共同施設を置く。

雑草と里山の科学教育研究センター

バイオサイエンス教育研究センター

オプティクス教育研究センター

アドミッションセンター

留学生・国際交流センター

キャリア教育・就職支援センター

教職センター

総合メディア基盤センター

保健管理センター

(大学教育推進機構)

第3条の5 本学に、基盤教育の開発・実施及び教育プログラムの継続的な向上を図り、教育の質保証を担うため、大学教育推進機構を置く。

(地域創生推進機構)

第3条の6 本学に、地域人材育成機能、地域シンクタンク機能及び地域イノベーション機能を拡充し、地域連携機能の総合的な強化を担うため、地域創生推進機構を置く。

(附属図書館)

第4条 本学に、附属図書館を置く。

第5条から第13条まで 削除

第3節 収容定員

(収容定員)

第14条 学生の収容定員は、別表1のとおりとする。

第2章 学部通則

第1節 教育課程及び履修方法

(教育課程の編成方針)

第15条 本学においては、本学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、4年一貫した教育を行うため体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(教育課程の編成方法等)

第15条の2 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

2 授業科目の区分は、基盤教育科目(初期導入科目、リテラシー科目、教養科目、基盤キャリア教育科目、留学生日本語科目及び専門導入科目をいう。以下同じ。)及び専門教育科目とする。

3 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

(成績評価基準等の明示等)

第15条の3 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(基盤教育)

第15条の4 基盤教育科目により現代社会に必要なリテラシー、幅広い教養と豊かな人間性、専門教育を学ぶ上で基礎となる素養を身につけるための教育を基盤教育と称する。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第15条の5 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

(履修方法等)

第16条 基盤教育に係る授業科目、単位及び履修方法は、基盤教育運営会議の議を経て、学長が別に定める。

第17条 専門教育に係る授業科目、単位及び履修方法は、各学部教授会の議を経て、学長が別に定める。

(教員免許状授与の所要資格の取得)

第17条の2 教員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学学部の学科・課程において当該所要資格を取得できる教員免許状の種類及び免許教科は、別表2のとおりとする。

(修業年限)

第18条 修業年限は、4年とする。

2 本学の科目等履修生(大学の学生以外の者に限る。)として一定の単位を修得した者が、本学に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、別に定めるところにより修得した単位数その他を勘案して、相当期間を修業年限の2分の1の範囲内で修業年限に通算することができる。

(在学期間)

第18条の2 在学期間は、8年を超えることができない。ただし、第26条、第26条の2又は第27条の規定により入学を許可された者については、次の表に定める期間を超えることができない。

入学した年次	在学期間
第2年次	7年
第3年次	6年
第4年次	5年

2 前項の規定にかかわらず、再入学後の在学期間は、同項に規定する在学期間から退学前の在学年数(1年未満の端数は切り捨てる。)を控除した年数を超えることができない。

(単位の基準)

第19条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の授業時間数を基準とする。

(1) 講義及び演習は、15時間から30時間までの範囲内の授業時間数をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技は、30時間から45時間までの範囲内の授業時間数をもって1単位とする。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(4) 各授業科目は、多様なメディアを高度に利用し、当該授業を行う教室等以外の場所で実施することができるものとする。

(5) 前号に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えない範囲とする。

(6) 各授業科目は、外国において履修させることができるものとし、第4号の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(7) 各授業科目は、授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができるものとする。

2 前項の規定による各授業科目毎の授業時間数は、各学部教授会又は基盤教育運営会議(以下「学部教授会等」という。)の議を経て、学長が別に定める。

3 第1項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究及び卒業制作等の授業科目の単位数については、各学部教授会の議を経て、学長が別に定める。

(単位の授与)

第20条 授業科目を履修した者に対しては、審査の上、合格した者に単位を与えるものとする。

2 考查は、平素の出席状況、履修状況、学習報告及び試験等によって行う。

(履修科目の登録の上限)

第20条の2 卒業の要件として修得すべき単位数について、1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、所定の単位を優れた成績をもって修得した者については、登録することができる単位数の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(成績の評価)

第20条の3 履修した授業科目成績の評価については、別に定める。ただし、必要と認める場合は、合、不合の評語をもって行い、合を合格とすることができる。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第20条の4 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学(以下「大学等」という。)において履修した授業科目について修得した単位(休学期間中を含む。)を、60単位を超えない範囲で本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学等に留学する場合、外国の大学等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合(いずれの場合においても、休学期間中に履修する場合を含む。)について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第20条の5 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める(平成3年文部省告示第68号)学修を、本学の授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数については、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第20条の6 教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に大学等又は外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に行った前条第1項に規定する学修を、本学の授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、学士入学、編入学、再入学及び転部の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第20条の4第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(単位の取扱い)

第20条の7 前3条の規定による単位の取扱いについては、当該学部教授会等の議を経て、学長が認定する。

第2節 学年及び休業日

(学年及び授業期間)

第21条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

3 1年間の授業は、定期試験等の期間を含めて35週を原則とする。

(休業日)

第22条 休業日は、次の各号のとおりとする。

(1) 土曜日、日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第117号)に規定する休日

(3) 開学記念日 11月22日

(4) 春季休業

(5) 夏季休業

(6) 冬季休業

2 前項第4号、第5号及び第6号の期間は、学長が別に定める。

3 前2項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

第3節 入学、退学、転学及び留学

(入学の時期)

第23条 入学の時期は、学年の始めから30日以内とする。ただし、再入学及び科目等履修生の場合はこの限りでない。

(選抜試験)

第24条 入学を志願する者に対しては、選抜試験を行い、入学の許可は、当該学部教授会の議を経て、学長が決定する。

2 選抜試験に関しては、別に定める。

(入学資格)

第25条 本学に入学することのできる者は、学校教育法第90条及び同法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150条に定められた者とする。

(編入学)

第26条 次の各号のいずれかに該当する者で別表1に掲げる第3年次編入学定員に係る編入学を志願するものがあるときは、当該学部教授会の議を経て、学長が入学を許可する。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第3項の規定に基づき大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者

(3) 短期大学を卒業した者(外国の短期大学を卒業した者を含む。)

(4) 高等専門学校を卒業した者

(5) 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができるもの

(6) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者

- (7) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
- (8) 我が国において、外国の短期大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (9) 他の大学に2年以上在学している者又は在学した者
- (10) 大学の学芸学部又は教育学部の2年課程を修了した者
- (11) 学校教育法施行規則第7条に規定する従前の規定による学校の課程を修了又は卒業した者で、第3年次に編入学できる資格を有するもの
- 2 前項の規定により、入学を許可された者の在学期間は2年以上とし、既修得単位の取扱いについては、当該学部教授会等の議を経て、学長が認定する。
- 第26条の2 前条に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する者で編入学を志願するものがあるときは、当該学部教授会の議を経て、学長が入学を許可する。
- (1) 前条第1項第3号から第8号まで及び第10号に掲げる者
- (2) 他の大学に在学中の者又は在学した者
- (3) 学校教育法施行規則第7条に規定する従前の規定による学校の課程を修了又は卒業した者
- 2 前項の規定により、入学を許可された者の在学期間の通算については、当該学部教授会等の議を経て、学長が認定する。
- 3 入学前に在学した学校における既修得単位の取扱いについては、当該学部教授会等の議を経て、学長が認定する。
(学士入学)
- 第27条 次の各号のいずれかに該当する者で学士入学を志願するものがあるときは、当該学部教授会の議を経て、学長が入学を許可する。
- (1) 本学の一学部を卒業した者で、更に他の学部又は同一学部の他の学科若しくは課程に入学しようとするもの
- (2) 他の大学を卒業した者
- (3) 学校教育法第104条第4項の規定に基づき大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者
- 2 第26条第2項の規定は、前項により入学を許可された者に準用する。
(再入学)
- 第28条 退学した者で、再入学を願ったものについては、当該学部教授会の議を経て、学長が許可する。
- 2 再入学者の既修得単位の取扱いについては、当該学部教授会等の議を経て、学長が認定する。
(宣誓)
- 第29条 入学を許可された者は、所定の宣誓をしなければならない。
(誓約書)
- 第30条 入学を許可された者は、許可の日から2週間以内に、保証人連署の誓約書に所定の書類を添えて提出しなければならない。
- 第31条 前条の手続をしないときは、入学の許可を取り消す。
(転部)

第32条 学内で、他の学部に転部を志願する者があるときは、転出及び転入する学部の教授会の議を経て、学長が許可する。

2 前項の規定により、転部を許可された者の既修得単位の取扱いについては、当該学部教授会の議を経て、学長が認定する。

(転科)

第33条 学部内で、他の学科に転科を志願する者があるときは、当該学部教授会の議を経て、学長が許可する。

(退学及び転学等)

第34条 退学しようとする者又は他の大学に転学若しくは入学しようとする者は、理由を具して願い出なければならぬ。

2 前項の願い出に対しては、当該学部教授会の議を経て、学長が許可する。

(志願の手続)

第35条 第24条、第26条から第28条まで及び第32条から第34条までの志願は、別に定める手続によらなければならない。

(留学)

第35条の2 外国の大学等に留学を志願する者は、別に定めるところにより、あらかじめ学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の規定により留学した期間は、第18条に規定する修業年限及び第18条の2に規定する在学期間に算入する。

第4節 休学及び除籍

(休学)

第36条 疾病その他の理由により、3か月以上にわたり修学することができない場合は、願い出により当該学部教授会の議を経て、学長が休学を許可する。

2 疾病のため修学することが適当でないと認めるときは、学長が当該学部教授会の議を経て、休学を命ずることがある。

3 休学期間は1年以内とする。ただし、事情により引き続き休学することができる。

4 休学期間が終了したとき又は休学期間中においてその理由がやんだときは、学長の許可を得て復学することができる。

5 休学した期間は、修業年限に算入しない。

6 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

(除籍)

第37条 次の各号のいずれかに該当する者については、学長が当該学部教授会の議を経て除籍する。

(1) 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者

(2) 入学料の免除若しくは徴収猶予が不許可となった者又は半額免除若しくは徴収猶予が許可となった者で所定の期日までに納入すべき入学料を納入しないもの

(3) 授業料その他所定の学費納入を怠る者

(4) 休学期間が4年を超える者

(5) 在学期間が8年を超える者

(6) 1年以上行方不明となった者

第5節 卒業及び学位

(卒業)

第38条 卒業の要件は、大学に4年以上在学し、124単位以上を修得しなければならない。ただし、本学に3年以上在学した者が、124単位以上を優秀な成績で修得したと認める場合には、3年以上の在学でその卒業を認めることができる。

2 卒業の認定は、各学部の定める基準に合格した者について行う。

(学位の授与)

第39条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 学位授与については、宇都宮大学学位規程の定めるところによる。

第6節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額及び徴収方法等)

第40条 学部の検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額及び徴収方法等は、別に定める。

2 科目等履修生及び研究生の検定料、入学料、授業料及び特別聴講学生の授業料の額及び徴収方法等は、別に定める。

(検定料)

第40条の2 入学を志願する者は、検定料を納入しなければならない。

2 本学の学部における第2次の学力検査等において、出願書類等による選抜(以下「第1段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第2段階目の選抜」という。)を行う場合で、第1段階目の選抜の不合格者が検定料の返還を申し出たときは、第2段階目の選抜に係る額に相当する額を返還するものとする。

3 個別学力検査出願後に大学入試センター試験受験科目の不足等により出願資格がないことが判明した者が検定料の返還を申し出たときは、前項に規定する第2段階目の選抜に係る額に相当する額を返還するものとする。

4 前2項に規定する場合を除き、既納の検定料は、いかなる理由があっても返還しない。

(入学料)

第41条 合格の通知を受けた者は、入学料を所定の期日までに納入しなければならない。ただし、入学料の免除又は徴収猶予を申請している者にあつては、免除又は徴収猶予申請後所定の期日までの間、入学料の徴収を猶予する。

2 入学料を所定の期日までに納入しない者は、入学を許可しない。

3 既納の入学料は、いかなる理由があっても返還しない。

(授業料)

第42条 授業料は、次の期間に納入しなければならない。

前期分 4月1日から5月31日まで

後期分 10月1日から11月30日まで

2 前項の規定にかかわらず、学生の申出があつたときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。

3 前期分に係る授業料を納付するときに当該年度の後期分に係る授業料を併せて納付した者が、9月30日以前に休学又は退学した場合には、後期分の授業料相当額を返還するものとする。

4 前項に規定する場合を除き、既納の授業料は、いかなる理由があっても返還しない。

(退学者等の授業料)

第43条 退学、転学又は除籍の場合には、別に定めるもののほか、その期の授業料は徴収する。

2 停学中においても、授業料は徴収する。

(休学者の授業料)

第44条 休学中の授業料は、徴収しない。

(寄宿料)

第44条の2 寄宿料は、所定の期日までに納入しなければならない。

2 学生から退寮の申出があったときは、退寮する日の属する月の翌月以降の既納の寄宿料相当額を返還するものとする。

3 前項に規定する場合を除き、既納の寄宿料は、いかなる理由があっても返還しない。

(入学料、授業料及び寄宿料の免除等)

第45条 経済的理由により納付が困難であり、かつ、学業優秀と認めるとき又はその他やむを得ない事情があると認めるときは、願い出により入学料、授業料及び寄宿料を免除し又は徴収を猶予することがある。

2 入学料、授業料及び寄宿料の免除等に関する規程は、別に定める。

第7節 科目等履修生、特別聴講学生及び研究生

(科目等履修生)

第46条 本学の学生以外の者で、本学の授業科目のうちから1科目又は数科目を選択して履修しようとするものがあるときは、学長が、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

第47条 削除

(特別聴講学生)

第47条の2 他の大学等又は外国の大学の学生で、本学において授業科目の履修を志願するものがあるときは、当該大学等との協議に基づき、当該学部教授会等の議を経て、学長が特別聴講学生として入学を許可する。

2 特別聴講学生に関しては、別に定める。

(研究生)

第48条 本学において、特定の専門事項について研究指導を受けようとする者があるときは、学長が、研究生として入学を許可する。

2 研究生に関する規程は、別に定める。

第48条の2 削除

第8節 外国人学生

(外国人学生)

第49条 外国人で本学に入学を志願するものがあるときは、別に定めるところにより、学長が入学を許可する。

第9節 公開講座

(公開講座)

第50条 本学は、法令の定めるところにより、公開講座を開設する。

2 公開講座に関する規程は、別に定める。

第10節 学生寮

(学生寮)

第51条 本学に学生寮を設ける。

2 学生寮に関する規程は、別に定める。

第11節 賞罰

(表彰)

第52条 学長は、優れた業績又は行為のあった学生を、表彰することができる。

(懲戒)

第53条 本学の学生で、本学の秩序を乱し、学則命令に違背し、その他学生の本分に反する行為のあったものについては、当該学部教授会の議を経て学長が、懲戒する。

2 懲戒は、譴責、謹慎、停学及び退学とする。

3 停学期間は、修業年限に算入しない。

第12節 全学講義

(全学講義)

第54条 学生の一般的教養を高め、かつ、総合的に知見を培うため、全学講義を開設することができる。

附 則

1 この学則は、昭和30年4月1日から施行する。

2 昭和24年10月制定の宇都宮大学学部通則は、この学則の施行の日から廃止する。

中略

附 則(平6 規程第84号)

1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。

2 改正後の別表1の規定にかかわらず、次表の中欄に掲げる学科の収容定員は、平成7年度においては、同表の右欄のとおりとする。

学部	学科	平成7年度
工学部	建設学科	340 ^ア
	情報工学科	340 ^イ

附 則(平7 規程第6号)

1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。

2 改正後の別表1の規定にかかわらず、次表の学科の収容定員は、平成8年度から平成10年度までは、次のとおりとする。

学部	学科	平成8年度	平成9年度	平成10年度
工学部	機械システム工学科	385	390	390
	応用化学科	420	420	415
	情報工学科	335	330	325

附 則(平8 規程第30号)

- 1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1の規定にかかわらず、次表の学科の収容定員は、平成9年度から平成11年度までは、次のとおりとする。

学部	学科	平成9年度	平成10年度	平成11年度
国際学部	国際社会学科	205	210	210
	国際文化学科	205	210	210
工学部	機械システム工学科	385	380	375
	電気電子工学科	375	370	365
農学部	生物生産科学科	488	484	480
	農業環境工学科	166	164	162
	農業経済学科	182	180	178
	森林科学科	166	164	162

附 則(平9 規程第16号)

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1の規定にかかわらず、次表の学科の収容定員は、平成10年度から平成12年度までは、次のとおりとする。

学部	学科	平成10年度	平成11年度	平成12年度
工学部	機械システム工学科	365	360	355
	電気電子工学科	355	350	345
	建設学科	335 <small>┘</small>	330 <small>┘</small>	325 <small>┘</small>
	情報工学科	320 <small>┘</small>	320 <small>┘</small>	320 <small>┘</small>
農学部	生物生産科学科	472	468	464
	農業環境工学科	158	156	154
	農業経済学科	174	172	170
	森林科学科	158	156	154

附 則(平10 規程第2号)

この規程は、平成10年4月9日から施行する。

附 則(平10 規程第47号)

- 1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 平成11年3月31日に教育学部に置かれている各課程(以下「従前の課程」という。)は、改正後の本則第2条の規定にかかわらず、平成11年3月31日に在学する者が当該課程に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 平成11年3月31日に従前の課程に在学していた者については、なお従前の例による。
- 4 従前の課程及び改正後の本則第2条の規定により新設された課程の総定員は、改正後の本則第2条の規定にかかわらず、平成11年度から平成13年度までは、次のとおりとする。

学部	課程	平成11年度	平成12年度	平成13年度
教育学部	従前の課程 小学校教員養成課程	480	320	160

		中学校教員養成課程	210	140	70
		養護学校教員養成課程	60	40	20
	新設の課程	学校教育教員養成課程	150	300	450
		生涯教育課程	35	70	105
		環境教育課程	25	50	75

5 改正後の別表1の規定にかかわらず、次の学科の収容定員は、平成11年度においては次のとおりとする。

学部	学科	平成11年度
農学部	生物生産科学科	472ㄱ
	農業環境工学科	158ㄱ 10
	農業経済学科	174ㄱ
	森林科学科	158ㄱ

附 則(平11 規程第5号)

この規程は、平成11年6月1日から施行する。

附 則(平11 規程第14号)

この規程は、平成11年9月8日から施行する。

附 則(平11 規程第25号)

- この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 改正後の本則第18条第2項及び第38条第1項ただし書の規定は、この規程の施行の日前から引き続き本学に在学する者(同日前に本学に在学し、同日以後に再び本学に在学することとなった者のうち、文部大臣の定める者を含む。)については、適用しない。
- 改正後の別表1の規定にかかわらず、次表の学科の収容定員は、平成12年度から平成14年度までは、次のとおりとする。

学部	学科	平成12年度	平成13年度	平成14年度
工学部	機械システム工学科	345ㄱ	340ㄱ	340ㄱ
	電気電子工学科	345ㄱ	340ㄱ	340ㄱ
	応用科学科	390ㄱ 50	380ㄱ 60	370ㄱ 60
	建設学科	320ㄱ	310ㄱ	305ㄱ
	情報工学科	320ㄱ	320ㄱ	320ㄱ
農学部	生物生産科学科	459ㄱ	450ㄱ	445ㄱ
	農業環境工学科	153ㄱ 20	150ㄱ 20	149ㄱ 20
	農業経済学科	169ㄱ	166ㄱ	165ㄱ
	森林科学科	153ㄱ	150ㄱ	149ㄱ

- 改正後の別表2の規定は、平成12年4月1日以降の入学者から適用し、それ以外の者については、なお従前の例によることができる。
- 前項の規定にかかわらず、平成12年度及び平成13年度の第3次編入学生については、なお従前の例によることができる。

附 則(平12 規程第51号)

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表2の規定は、平成13年4月1日以降の入学者から適用し、それ以外の者については、なお、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成13年度及び平成14年度の第3年次編入学生についてはなお、従前の例による。

附 則(平13 規程第12号)

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1の規定にかかわらず、次の学科の収容定員は、平成14年度から平成16年度までは、次のとおりとする。

学部	学科	平成14年度	平成15年度	平成16年度
農学部	生物生産科学科	440㍑	430㍑	425㍑
	農業環境工学科	147㍑30	144㍑40	142㍑40
	農業経済学科	164㍑	162㍑	161㍑
	森林科学科	147㍑	144㍑	142㍑

附 則(平14 規程第5号)

この規程は、平成14年5月8日から施行する。

附 則(平14 規程第24号)

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 第37条及び第41条の改正規定は、平成15年3月12日から施行し、平成15年度入学者から適用する。
- 3 改正後の別表2の規定は、平成15年度入学者から適用し、それ以外の者については、なお従前の例による。

附 則(平14 規程第29号)

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1の規定にかかわらず、次の学科の収容定員は、平成15年度から平成17年度までは、次のとおりとする。

学部	学科	平成15年度	平成16年度	平成17年度
工学部	機械システム工学科	334㍑	328㍑	322㍑
	電気電子工学科	334㍑	328㍑	322㍑
	応用化学科	353㍑60	346㍑60	339㍑60
	建設学科	295㍑	290㍑	285㍑
	情報工学科	314㍑	308㍑	302㍑

附 則(平15 規程第4号)

この規程は、平成15年10月8日から施行する。

附 則(平16 規程第50号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平 16 規程第 110 号)

この規程は、平成 16 年 10 月 13 日から施行する。

附 則(平 17 規程第 6 号)

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平 17 規程第 44 号)

この規程は、平成 17 年 5 月 17 日から施行する。

附 則(平 17 規程第 65 号)

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平 18 規程第 4 号)

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平 18 規程第 40 号)

この規程は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平 18 規程第 49 号)

この規程は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平 18 規程第 64 号)

この規程は、平成 18 年 11 月 14 日から施行する。

附 則(平 18 規程第 65 号)

この規程は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平 18 規程第 75 号)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平 18 規程第 80 号)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平 19 規程第 2 号)

- 1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 20 条の 3 の規定は、平成 20 年度入学者から適用し、それ以外の者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成 20 年度及び平成 21 年度の第 3 年次編入学生については、なお従前の例による。

附 則(平 19 規程第 50 号)

この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平 19 規程第 51 号)

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平 20 規程第 1 号)

- 1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 1 項、第 3 条の 3、第 25 条及び第 26 条第 1 項第 2 号、第 5 号、第 11 号並びに第 26 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 27 条第 1 項第 3 号の改正規定は、平成 20 年 3 月 25 日から施行する。
- 2 この規程の施行の日において、平成 20 年 3 月 31 日以前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 平成 20 年 4 月 1 日以降に編入学、学士入学又は再入学した者については、当該者の属する年次の在学者に係る規程を適用する。

附 則(平 21 規程第 16 号)

- 1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年 3 月 31 日に教育学部に置かれている各課程(以下「従前の課程」という。)は、改正後の本則第 2 条の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日に在学する者が当該課程に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 平成 21 年 3 月 31 日に従前の課程に在学していた者については、なお従前の例による。
- 4 従前の課程及び改正後の本則第 2 条の規定により新設された課程の総定員は、改正後の本則第 2 条の規定にかかわらず、平成 21 年度から平成 23 年度までは、次のとおりとする。

学部	課程	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
教育学部	従前の課程	105	70	35
	生涯教育課程			
	環境教育課程	75	50	25
	新設の課程	60	120	180
	総合人間形成課程			

附 則(平 22 規程第 2 号)

この規程は、平成 22 年 2 月 15 日から施行する。

附 則(平 22 規程第 9 号)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平 22 規程第 61 号)

- 1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表 2 の規定は、平成 22 年度入学者及び平成 24 年度第 3 年次編入学者から適用し、それ以外の者については、なお従前の例による。

附 則(平 22 規程第 91 号)

この規程は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平 23 規程第 6 号)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平 23 規程第 8 号)

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 18 条の 2 第 2 項の規定は、平成 23 年度からの再入学者から適用する。

附 則(平 24 規程第 16 号)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平 25 規程第 19 号)

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年 3 月 31 日に農学部には置かれている生物生産科学科は、改正後の第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 25 年 3 月 31 日に在学する者及び在学する者の年次に転入学、編入学、学士入学又は再入学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 平成 25 年 3 月 31 日に生物生産科学科に在学していた者及び在学する者の年次に転入学、編入学、学士入学又は再入学する者については、なお従前の例によるものとする。
- 4 生物生産科学科及び改正後の第 2 条第 2 項の規定により新設された学科の収容定員は、改正後の第 2 条の規定にかかわらず、平成 25 年度から平成 27 年度までは、次のとおりとする。なお、第 3 年次編入学の収容定員は、農学部全学科で 40 名とする。

学部	学科	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
農学部	従前の学科	生物生産科学科	315	210	105
	新設の学科	生物資源科学科	70	140	210
		応用生命化学科	35	70	105

附 則(平 26 規程第 10 号)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平 27 規程第 28 号)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平 28 規程第 76 号)

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 教育学部に置かれている総合人間形成課程及び工学部に置かれている建設学科は、改正後の第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 28 年 3 月 31 日に在学する者及び在学する者の年次に転入学、編入学、学士入学又は再入学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- 3 平成 28 年 3 月 31 日に教育学部総合人間形成課程及び工学部建設学科に在学していた者及び在学する者の年次に転入学、編入学、学士入学又は再入学する者については、なお従前の例によるものとする。
- 4 改正後の別表 1 の規定にかかわらず、次表の学科・課程の収容定員は、平成 28 年度から平成 30 年度までは、次のとおりとする。

学部	学科・課程	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
地域デザイン科学部	コミュニティデザイン学科	50	100	150
	建築都市デザイン学科	50	100	153(うち 3 年次編入学 3)
	社会基盤デザイン学科	40	80	123(うち 3 年次編入学 3)
国際学部	国際社会学科	205(うち 3 年次編入学 10)	200(うち 3 年次編入学 10)	195(うち 3 年次編入学 10)
	国際文化学科	205(うち 3 年次編入学 10)	200(うち 3 年次編入学 10)	195(うち 3 年次編入学 10)
教育学部	学校教育教員養成課程	620	640	660
	総合人間形成課程	180	120	60
工学部	機械システム工学科	316┐	316┐	316┐
	電気電子工学科	316┐	316┐	316┐
	応用化学科	332┐ 60	332┐ 60	332┐ 56
	建設学科	210┐	140┐	70┐
	情報工学科	296┘	296┘	296┘
農学部	生物資源科学科	273┐	266┐	259┐
	応用生命化学科	137┐	134┐	131┐
	農業環境工学科	137┐ 40	134┐ 40	131┐ 38
	農業経済学科	156┐	152┐	148┐
	森林科学科	137┘	134┘	131┘

- 5 平成 28 年 3 月 31 日以前に教育学部総合人間形成課程及び工学部建設学科に入学した者(以下「在学者」という。)及び平成 28 年 4 月 1 日以後に在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者に係る教員の免許状の種類及び免許教科は、別表 2 の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

附 則(平 29 規程第 18 号)

- この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 29 年 3 月 31 日に国際学部には置かれている各学科(以下「従前の学科」という。)は、改正後の第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 29 年 3 月 31 日に在学する者及び在学する者の年次に編入学、学士入学又は再入学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 平成 29 年 3 月 31 日に従前の学科に在学していた者及び在学する者の年次に編入学、学士入学又は再入学する者については、なお従前の例によるものとする。
- 従前の学科及び改正後の第 2 条の規定により新設された学科の収容定員は、改正後の第 2 条の規定にかかわらず、平成 29 年度から平成 31 年度までは、次のとおりとする。

学部	学科	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
国際学部	従前の学科 国際社会学科	155(うち 3 年次編入学 10)	105(うち 3 年次編入学 10)	50(うち 3 年次編入学 5)

		国際文化学科	155(うち3年次編入学10)	105(うち3年次編入学10)	50(うち3年次編入学5)
	新設の学科	国際学科	90	180	280(うち3年次編入学10)

- 5 平成29年3月31日以前に従前の学科に入学した者(以下「在学者」という。)及び平成29年4月1日以後に在学者の属する年次に編入学又は再入学する者に係る教員の免許状の種類及び免許教科は、改正後の別表2の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

附 則(平成30年 規程第30号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年 学則第1号)

- この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 平成31年3月31日に工学部に置かれている各学科(以下「従前の学科」という。)は、改正後の第2条第2項の規定にかかわらず、平成31年3月31日に在学する者及び在学する者の年次に編入学、学士入学又は再入学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 平成31年3月31日以前に従前の学科に在学していた者及び在学する者の年次に編入学、学士入学又は再入学する者については、なお従前の例によるものとする。
- 従前の学科及び改正後の第2条第2項の規定により新設された学科の収容定員は、改正後の規定にかかわらず、平成31年度から平成33年度までは、次のとおりとする。

学部	学科	平成31年度	平成32年度	平成33年度	
工学部	従前の学科	機械システム工学科	237 ㄱ	158 ㄱ	79 ㄱ
		電気電子工学科	237 ㄱ	158 ㄱ	79 ㄱ
		応用化学科	249 ㄱ	166 ㄱ	83 ㄱ
		情報工学科	222 ㄱ	148 ㄱ	74 ㄱ
	新設の学科	基盤工学科	315	630	971 (うち3年次編入学26)

- 5 平成31年3月31日以前に従前の学科に入学した者(以下「在学者」という。)及び平成31年4月1日以後に在学者の属する年次に編入学又は再入学する者に係る教員の免許状の種類及び免許教科は、改正後の別表2の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
- 6 農学研究科は、改正後の第2条の2の規定にかかわらず、平成31年3月31日に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則(平成31年 学則第3号)

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(一年 学則第一号)

- この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 国学研究科及び工学研究科は、改正後の第2条の2の規定にかかわらず、令和3年3月31日に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

別表1(第14条関係)

収容定員(群馬大学共同教育学部を含む。)

学部	学科・課程	入学定員	第3年次編入学定員	収容定員
地域デザイン科学部	コミュニティデザイン学科	50		200
	建築都市デザイン学科	50	3	206
	社会基盤デザイン学科	40	3	166
国際学部	国際学科	90	10	380
共同教育学部	学校教育教員養成課程 (群馬大学共同教育学部 学校教育教員養成課程)	170 (190)		680 (760)
	工学部	基盤工学科	315	26
農学部	生物資源科学科	63	┌	252┌
	応用生命化学科	32	└	128└
	農業環境工学科	32	└ 18	128└ 36
	農業経済学科	36	└	144└
	森林科学科	32	┘	128┘
計		910	60	3,760

備考

- (1) () で記載するものは、群馬大学共同教育学部学校教育教員養成課程の入学定員及び収容定員をします。
- (2) 合計の数字には、群馬大学共同教育学部学校教育教員養成課程の入学定員及び収容定員は含まない。

別表2(第17条の2関係)

教員免許状の種類及び免許教科

学部	学科・課程	教員免許状の種類	免許教科
地域デザイン科学部	コミュニティデザイン学科	高等学校教諭一種免許状	公民
国際学部	国際学科	中学校教諭一種免許状	英語
		高等学校教諭一種免許状	英語
共同教育学部	学校教育教員養成課程	幼稚園教諭一種免許状	
		小学校教諭一種免許状	
		中学校教諭一種免許状	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 技術, 家庭, 英語
		高等学校教諭一種免許状	国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 工芸, 保健体育, 家庭, 工業, 英語
		特別支援学校教諭一種免許状 (視覚障害者に関する教育の領域) (聴覚障害者に関する教育の領域) (知的障害者に関する教育の領域) (肢体不自由者に関する教育の領域)	

		(病弱者に関する教育の領域)	
工学部	基盤工学科	高等学校教諭一種免許状	工業
農学部	生物資源科学科	高等学校教諭一種免許状	農業
	応用生命化学科	高等学校教諭一種免許状	理科
	農業環境工学科	高等学校教諭一種免許状	農業
	農業経済学科	高等学校教諭一種免許状	農業
	森林科学科	高等学校教諭一種免許状	農業

宇都宮大学学則（案） 変更事項を記載した書類

1. 変更の事由

令和3年4月1日付で、本学大学院に、地域創生科学研究科先端融合科学専攻（博士後期課程）を新設することに伴い、所要の改正を行うものである。

2. 主な変更内容

- ① 国際学研究科及び工学研究科を削る。

宇都宮大学学則（案） 変更部分の新旧対照表

(改正後)	(改正前)
<p>(略)</p> <p>第2節 構成 (大学院) 第2条の2 本学に，大学院を置き，次の研究科を置く。 地域創生科学研究科 教育学研究科</p>	<p>(略)</p> <p>第2節 構成 (大学院) 第2条の2 本学に，大学院を置き，次の研究科を置く。 地域創生科学研究科 <u>国際学研究科</u> 教育学研究科 <u>工学研究科</u></p>
<p>(略)</p> <p>附 則</p> <p>1 <u>この学則は，令和3年4月1日から施行する。</u></p> <p>2 <u>国際学研究科及び工学研究科は，改正後の第2条の2の規定にかかわらず，令和3年3月31日に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間，存続するものとする。</u></p>	<p>(略)</p>

○宇都宮大学大学院学則（案）

（昭41 規程第5号）

改正	昭41 規程第14号	昭42 規程第10号	昭43 規程第23号
	昭47 規程第11号	昭48 規程第13号	昭48 規程第16号
	昭50 規程第2号	昭51 規程第2号	昭52 規程第19号
	昭52 規程第24号	昭53 規程第7号	昭53 規程第8号
	昭54 規程第2号	昭55 規程第2号	昭55 規程第6号
	昭57 規程第2号	昭57 規程第12号	昭59 規程第4号
	昭60 規程第11号	昭61 規程第2号	昭61 規程第11号
	昭61 規程第15号	昭61 規程第20号	昭62 規程第3号
	昭62 規程第22号	昭63 規程第11号	昭63 規程第20号
	昭63 規程第22号	昭63 規程第26号	平元 規程第27号
	平2 規程第13号	平3 規程第6号	平3 規程第13号
	平3 規程第36号	平3 規程第39号	平3 規程第42号
	平4 規程第1号	平4 規程第18号	平5 規程第21号
	平6 規程第74号	平6 規程第77号	平6 規程第94号
	平7 規程第7号	平8 規程第32号	平9 規程第17号
	平10 規程第50号	平11 規程第15号	平11 規程第26号
	平12 規程第35号	平13 規程第7号	平14 規程第14号
	平14 規程第25号	平14 規程第30号	平15 規程第1号
	平15 規程第3号	平15 規程第5号	平15 規程第7号
	平16 規程第51号	平16 規程第113号	平17 規程第45号
	平17 規程第66号	平18 規程第66号	平19 規程第12号
	平19 規程第21号	平20 規程第2号	平20 規程第12号
	平23 規程第9号	平25 規程第7号	平26 規程第7号
	平27 規程第29号	平29 規程第27号	平成31年 学則第2号
		平成31年 学則第4号	一年 学則第一号

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この学則は、宇都宮大学学則第2条の2第2項の規定に基づき、宇都宮大学大学院（以下「本学大学院」という。）に関し必要な事項を定める。

（目的）

第2条 本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 本学大学院は、研究科又は専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について、別に研究科細則で定め、公表するものとする。

（自己評価等）

第3条 本学大学院は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学大学院における教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、別に定めるところにより、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外のものによる検証を行うものとする。

第2章 組織

（研究科）

第4条 本学大学院に次の研究科を置く。

地域創生科学研究科

教育学研究科

(課程)

第5条 本学大学院の課程は、博士課程及び専門職学位課程のうち専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第26条第1項に規定する教職大学院の課程（以下「教職大学院の課程」という。）とする。この場合において、博士課程は前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分する。

- 2 地域創生科学研究科に博士課程、教育学研究科に教職大学院の課程を置く。
- 3 博士前期課程においては、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うものとする。
- 4 博士後期課程においては、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要の高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。
- 5 教職大学院の課程においては、専ら幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の育成のための教育を行うものとする。

(専攻、入学定員及び収容定員)

第6条 研究科に置く専攻、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	博士前期課程		博士後期課程		教職大学院の課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
地域創生科学研究科	社会デザイン科学専攻	77	154				
	工農総合科学専攻	258	516				
	先端融合科学専攻			25	75		
	計	335	670	25	75		
教育学研究科	教育実践高度化専攻					18	36
	計					18	36
合計		335	670	25	75	18	36

(学位プログラム)

第6条の2 地域創生科学研究科の各専攻に、学位プログラムを置く。

第3章 修業年限及び在学期間、学年、学期及び休業日

(標準修業年限)

第7条 教職大学院の課程の標準修業年限は2年とする。

- 2 博士課程の標準修業年限は5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

(在学期間)

第8条 博士前期課程及び教職大学院の課程の在学期間は4年、博士後期課程の在学期間は6年を超えることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、再入学後の在学期間は、同項に規定する在学期間から退学前の在学年数(1年未満の端数は切り捨てる。)を控除した年数を超えることができない。

(長期履修学生)

第9条 本学大学院において、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了する学生(以下「長期履修学生」という。)となることを希望する者には、学長は、その計画的な履修を認めることができる。

2 長期履修学生について必要な事項は、別に定める。

(学年及び授業期間)

第10条 学年は、4月入学の場合は4月1日に始まり翌年3月31日に終わり、10月入学の場合は10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

2 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

3 1年間の授業は、定期試験等の期間を含めて35週を原則とする。

(休業日)

第11条 休業日は、宇都宮大学学則第22条の規定を準用する。

第4章 教育課程

(教育課程の編成方針)

第12条 各研究科は、研究科細則で定めた教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」といい、教職大学院の課程には該当しないものとする。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 各研究科(教職大学院の課程を除く。)は、教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

3 教職大学院の課程は、教育課程の編成に当たっては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専門分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論、質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮するものとする。

(授業科目、単位及び履修方法等)

第13条 各研究科の授業科目、単位数及び履修方法は、研究科細則において定める。なお、単位の基準については、宇都宮大学学則第19条の規定を準用するものとする。

(教員免許状授与の所要資格の取得)

第14条 本学大学院の研究科の専攻において当該所要資格を取得できる専修免許状及び免許教科の種類は、別表1のとおりとする。

2 別表1にかかる専修免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、当該免許に係る教育職員の一種免許状の所要資格を有し、かつ、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

(他の研究科又は学部の授業科目の履修)

第15条 各研究科(教職大学院の課程を除く。)は、教育上有益と認めるときは、他の研究科又は学部の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により修得した単位については、当該専攻教授会又は研究科委員会（以下「教授会等」という。）の議を経て、10単位を限度として、修了の要件となる単位として認めることができる。

（他の大学の大学院における授業科目の履修等）

第16条 教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院（以下「他の大学院」という。）又は外国の大学の大学院（以下「外国の大学院」という。）の授業科目を履修（休学期間中を含む。）させることができる。

- 2 前項の規定により修得した単位については、当該教授会等の議を経て、前条第1項の規定により修得した単位数と合わせて10単位を限度として、修了の要件となる単位として認めることができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、教職大学院の課程にあつては、第1項の規定により修得した単位については、当該研究科委員会の議を経て、10単位を超えない範囲で、当該課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 4 前3項の規定は、学生が外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

（他の大学院等における研究指導）

第17条 各研究科（教職大学院の課程を除く。）において教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生が当該他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、博士前期課程にあつては、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

- 2 前項の実施に関しては、別に定める。

（入学前の既修得単位の認定）

第18条 教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院入学前に本学大学院又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条において準用する大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該教授会等の議に基づき、本学大学院入学後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、再入学及び編入学の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、教職大学院の課程にあつては、第1項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、再入学及び編入学の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、第16条第3項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて、10単位を超えないものとする。

- 4 前3項については、別に定める。

（教育方法の特例）

第19条 教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

（成績評価基準等の明示等）

第20条 各研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各研究科は、学修の成果及び学位論文等に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめシラバス等に明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第21条 各研究科は、当該研究科の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

(単位修得の認定)

第22条 単位修得の認定は、口述若しくは筆記試験又は研究報告書等によって行う。

(評価)

第23条 履修した授業科目成績の評価については、別に定める。

第5章 課程の修了及び学位の授与

(博士前期課程の修了要件)

第24条 博士前期課程の修了要件は、当該課程に標準修業年限以上在学し、研究科の定めるところにより30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士後期課程の修了要件)

第25条 博士後期課程の修了要件は、当該課程に標準修業年限以上在学し、研究科の定めるところにより10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

2 前項の規定にかかわらず、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、次の各号に掲げる在学期間を含め、3年以上在学すれば足りるものとする。

(1) 修士課程又は博士前期課程に標準修業年限以上在学し修了した者にあつては2年

(2) 修士課程又は博士前期課程を2年未満の在学期間をもって修了した者にあつては当該在学期間

3 第2項の規定にかかわらず、第30条第2項第2号から第7号までの規定による入学資格をもって入学した者の在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

(教職大学院の課程の修了要件)

第26条 教職大学院の課程の修了要件は、当該課程に標準修業年限以上在学し、研究科の定めるところにより46単位以上(高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習に係る10単位以上を含む。)を修得し、当該課程の目的に応じ、学修の成果の審査に合格することとする。

(課程修了の認定)

第27条 第24条から前条までの課程の修了は、当該教授会等の議を経て、学長が認定する。

(学位の授与)

第28条 本学大学院の課程を修了した者には、その課程に応じ、修士若しくは博士の学位又は教職修士の学位を授与する。

2 学位授与については、宇都宮大学学位規程の定めるところによる。

第6章 入学、休学、転学、退学及び留学

(入学の時期)

第29条 入学の時期は、学年の始めから30日以内とする。ただし、研究科において特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第30条 博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学に3年以上在学した者、外国において学校教育における15年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者又は我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、学長が所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めたもの
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学の大学院に入学した者で、学長が大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 学長が個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位(学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。)を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

- (5) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 学長が個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- 3 教職大学院の課程に入学することのできる者は、第1項各号のいずれかに該当し、かつ教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に定める一種免許状を有するものとする。
- (入学志願手続)

第31条 入学志願者は、入学願書に所定の書類及び検定料を添えて願ひ出なければならない。

(入学者の選抜)

第32条 前条の入学志願者については、選抜試験を行い、当該教授会等の議を経て学長が決定する。

2 選抜試験に関しては、別に定める。

(入学手続及び入学許可)

第33条 合格の通知を受けた者は、所定の期日までに所定の書類を提出するとともに、入学料を納入しなければならない。ただし、入学料の免除又は徴収猶予を申請している者にあつては、免除又は徴収猶予申請後所定の期日までの間、入学料の徴収を猶予する。

2 学長は、前項の手続きを完了した者に、入学を許可する。

(休学、復学)

第34条 疾病その他やむを得ない事由により、引き続き3月以上修学することができない者は、所定の手続きを経て休学することができる。

2 疾病その他の事由で修学することが不適当と認められる者に対しては、休学を命ずることがある。

3 前2項の場合において、休学の事由が消滅し復学しようとするときは、ただちに復学願を提出し許可を得なければならない。

4 前3項の許可又は命令は、当該教授会等の議を経て学長が決定する。

(休学期間)

第35条 休学期間は、1年以内とする。ただし、事情により引き続き休学することができる。

2 休学期間は、通算して博士前期課程及び教職大学院の課程にあつては2年、博士後期課程にあつては3年を超えられない。

3 休学期間は、標準修業年限に算入しない。

(転学)

第36条 他の大学院に転学しようとする者は、所定の手続きを経て許可を得なければならない。

2 前項の許可は、当該教授会等の議を経て学長が決定する。

(退学)

第37条 退学を希望する者は、その事由を添えて願ひ出て許可を受けなければならない。

2 疾病その他の事由により研究を継続させることが不適当と認められるときは、退学を命ずることがある。

3 前2項の許可又は命令は、当該教授会等の議を経て学長が決定する。

(留学)

第38条 外国の大学院に留学を志願する者は、別に定めるところにより、あらかじめ学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の規定により留学した期間は、第7条に規定する標準修業年限に算入する。

第7章 再入学, 編入学, 転研究科等

(再入学)

第39条 第37条第1項及び第38条第1項により転退学した者が再び入学を志願するときは、選考の上、当該教授会等の議を経て学長が許可する。

(編入学)

第40条 他の大学院, 外国の大学院又は国際連合大学に在学中の者又は在学した者が編入学を志願するときは、選考の上、当該教授会等の議を経て学長が許可する。

(転研究科等)

第41条 学生が転研究科を志願するときは、同一の課程内に限り選考の上、当該研究科委員会の議を経て学長が許可する。

2 学生が転専攻を志願するときは、選考の上、当該教授会等の議を経て学長が許可する。

(再入学者等の単位及び標準修業年限)

第42条 前3条の規定により研究科に再入学, 編入学若しくは転研究科又は転専攻した者について、当該教授会等は、その者の既修科目の全部又は一部を認定するとともに、入学後に履修しなければならない授業科目、修得単位数及び標準修業年限を定めるものとする。

第8章 外国人学生, 科目等履修生, 特別聴講学生, 研究生及び特別研究学生

(外国人学生)

第43条 外国人で入学を志願する者がいるときは、第6条に定める収容定員内において、学長が許可する。

2 外国人学生に関する規程は、別に定める。

(科目等履修生)

第44条 本学大学院の学生以外の者で、本学大学院の授業科目のうちから1科目又は数科目を選択して履修しようとする者がいるときは、学長が、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(特別聴講学生)

第45条 他の大学院, 外国の大学院の学生又は国際連合大学の学生で、本学大学院の授業科目の履修を志願する者がいるときは、当該大学院との協議に基づき、学長が、特別聴講学生として入学を許可する。

2 特別聴講学生に関しては、別に定める。

(研究生)

第46条 本学大学院において、特定の専門事項について研究指導を受けることを志願する者がいるときは、学長が、研究生として入学を許可する。

2 研究生に関する規程は、別に定める。

(特別研究学生)

第47条 他の大学院、外国の大学の大学院又は国際連合大学の学生で、本学大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、学長が、特別研究学生として入学を許可する。

2 特別研究学生に関しては、別に定める。

第9章 除籍

(除籍)

第48条 次の各号のいずれかに該当する者については、学長が当該教授会等の議を経て除籍する。

- (1) 休学期間が第35条第2項に定められた期間を超える者
- (2) 在学年限を超える者
- (3) 入学料の免除若しくは徴収猶予が不許可となった者又は半額免除若しくは徴収猶予が許可となった者で、所定の期日までに納入すべき入学料を納入しない者
- (4) 授業料その他所定の学費を滞納し督促してもなお納入しない者
- (5) 1年以上行方不明の者

第10章 賞罰

(表彰)

第49条 研究業績、人物ともに優秀な者に対しては、当該教授会等の議を経て学長が表彰することができる。

(懲戒)

第50条 学生が本学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、当該教授会等の議を経て学長が懲戒する。

2 懲戒は譴責、謹慎、停学及び退学とする。

3 停学期間は、標準修業年限に算入しない。

第11章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額並びに徴収方法等)

第51条 本学大学院の研究科の検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額並びに徴収方法等は、別に定める。

2 科目等履修生及び研究生の検定料、入学料及び授業料並びに特別聴講学生及び特別研究学生の授業料の額並びに徴収方法等は、別に定める。

3 授業料は、次の期間に納入しなければならない。

前期分 4月1日から5月31日まで

後期分 10月1日から11月30日まで

4 前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前期に係る授業料を徴収する時に、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。

5 前期分に係る授業料を納付する時に、当該年度の後期分に係る授業料を併せて納付した者が9月30日以前に休学又は退学した場合には、後期分の授業料相当額を返還するものとする。

6 寄宿料を納付した者から退寮の申出があったときは、退寮する日の属する月の翌月以降の既納の寄宿料相当額を返還するものとする。

7 前2項に規定する場合を除き、既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料はいかなる理由があっても返還しない。

第52条 入学料、授業料及び寄宿料の免除等は、大学学則第45条の規定を準用する。

第12章 管理運営

(教員)

第53条 本学大学院の教育及び研究指導を担当する教員は、大学院設置基準又は専門職大学院設置基準に定める資格を有する教授、准教授、講師及び助教をもって充てる。

(教職大学院の課程に係る連携協力校)

第54条 教職大学院の課程は、第26条第1項に規定する実習その他の教育上の目的を達成するために必要な連携教育を行う小学校等を適切に確保するものとする。

第13章 東京農工大学大学院連合農学研究科における教育研究の実施

(東京農工大学大学院連合農学研究科における教育研究の実施)

第55条 東京農工大学大学院連合農学研究科の教育研究の実施に当たっては、本学は茨城大学及び東京農工大学と共に協力するものとする。

- 2 前項の連合農学研究科に置かれる連合講座は、茨城大学及び東京農工大学の教員と共に、本学副学長又は本学農学部及び関連する学内共同施設の責任教員が担当するものとする。
- 3 前2項の実施に関しては、別に定める。

第14章 雑則

(他の規程の準用)

第56条 この学則に定めるもののほか必要な事項は、本学諸規程を準用する。

附 則

- 1 この学則は、昭和41年4月1日から施行する。
- 2 第28条第1項中、検定料の額については、昭和41年度入学者に限り、1,500円とする。

中略

附 則(昭63 規程第22号)

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(昭63 規程第26号)

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平元 規程第27号)

- 1 この規程は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 平成元年3月31日から引き続き在学する者にあつては、改正後の第7条別表の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則(平2 規程第13号)

- 1 この規程は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 平成2年3月31日以前から引き続き在学する者にあつては、改正後の第7条別表の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

- 3 第8条の2第2項に規定する大学院教育学研究科の専攻において取得できる専修免許状の内、学校教育専攻学校教育専修において取得できる高等学校教諭専修免許状の全教科ならびに教科教育専攻国語教育専修において取得できる高等学校教諭専修免許状「書道」および美術教育専修において取得できる高等学校教諭専修免許状「工芸」については、平成2年度入学者から適用する。

附 則(平3 規程第6号)

- 1 この規程は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 平成3年3月31日以前から引き続き在学する者にあつては、改正後の第7条別表の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則(平3 規程第13号)

この規程は、平成3年4月10日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則(平3 規程第36号)

この規程は、平成3年4月12日から施行する。

附 則(平3 規程第39号)

この規程は、平成3年9月11日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則(平3 規程第42号)

この規程は、平成3年12月11日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則(平4 規程第1号)

この規程は、平成4年1月13日から施行する。

附 則(平4 規程第18号)

- 1 この規程は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1収容定員表(第5条関係)の収容定員の項中平成4年度においては、「60」を「57」, 「70」を「67」とする。
- 3 この規程による改正前の工学研究科の各専攻は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成7年3月31日に当該専攻に在学する者が当該各専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 4 この規定による改正後の工学研究科の収容定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、平成4年度及び平成5年度においては、次の表のとおりとする。

専攻名		平成4年度		平成5年度	
		修士・博士 前期課程	博士 後期課程	修士・博士 前期課程	博士 後期課程
従前の専攻	機械工学	8			
	電子工学	7			
	工業化学	7			
	環境化学	7			

	建築工学	7			
	土木工学	7			
	情報工学	7			
新設の専攻	機械システム工学	15		30	
	電気電子工学	14		28	
	応用化学	14		28	
	建設学	14		28	
	情報工学	7		14	
	生産・情報工学		8		14
	物性工学		7		14
	計	128	15	128	30

附 則(平5 規程第21号)

- 1 この規程は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 平成5年度においては、改正後の別表1 収容定員表(第5条関係)の収容定員の項中「32」を「31」, 「40」を「34」, 「36」を「32」, 「32」を「30」, 「36」を「25」, 「176」を「152」とする。

附 則(平6 規程第74号)

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 平成6年度においては、改正後の別表1 収容定員表(第5条関係)の収容定員の項中「66」を「63」, 「76」を「73」とする。
- 3 別表2 専修免許状及び免許教科の種類表(第8条の2第2項関係)の免許状及び免許教科の種類の中高等学校教諭専修免許状に係る「地理歴史」及び「公民」の改正は、平成6年4月1日以降の入学者から適用し、それ以外の者については、平成8年3月31日までは、なお従前の例による。

附 則(平6 規程第77号)

この規程は、平成6年9月14日から施行する。

附 則(平6 規程第94号)

この規程は、平成6年9月22日から施行する。

附 則(平7 規程第7号)

- 1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正前の農学研究科の各専攻は、改正後の本則第4条(改正後の別表1及び別表2を含む。)の規定にかかわらず、平成7年3月31日に当該専攻に在学する者が当該各専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 この規程による改正後の農学研究科の各専攻の収容定員は、改正後の別表1の規定にかかわらず、平成7年度においては、次の表のとおりとする。

専攻名		平成7年度収容定員
従前の専攻	農学	14
	林学	12

	農業経済学	10
	畜産学	8
	農業開発工学	14
	農芸化学	12
新設の選考専攻	生物生産科学	40
	農業環境工学	12
	農業経済学	8
	森林科学	10
計		140

附 則(平8 規程第32号)

- この規程は、平成8年4月1日から施行する。
- 改正後の別表1の規定にかかわらず、工学研究科の次の専攻の収容定員は、次のとおりとする。

専攻名	平成8年度
機械システム工学	36
応用化学	38
建設学	34

附 則(平9 規程第17号)

- この規程は、平成9年4月1日から施行する。
- 改正後の別表1の規定にかかわらず、工学研究科博士前期課程の次の専攻の平成9年度の収容定員は、次のとおりとする。

専攻名	平成9年度収容定員
機械システム工学	38
電気電子工学	38
応用化学	38
エネルギー環境科学	32

- 改正後の別表1の規定にかかわらず、工学研究科博士後期課程のエネルギー環境科学専攻は、平成11年度から学生を入学させるものとする。その間、同課程の生産・情報工学専攻にあつては、入学定員「8」、収容定員「24」とし、物性工学専攻にあつては、入学定員「7」、収容定員「21」とする。同課程の平成11年度及び平成12年度の収容定員は、次のとおりとする。

専攻名	平成11年度収容定員	平成12年度収容定員
生産・情報工学	23	22
物性工学	19	17
エネルギー環境科学	14	28

附 則(平10 規程第50号)

- この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- 改正後の別表1の規定にかかわらず、工学研究科博士前期課程の次の専攻の平成10年度の収容定員は、次のとおりとする。

専攻名	平成10年度収容定員
機械システム工学	45
電気電子工学	45
建設学	42

情報工学	48
------	----

附 則(平11 規程第15号)

- この規程は、平成11年4月1日から施行する。
- 改正後の別表1の規定にかかわらず、国際学研究科、教育学研究科及び工学研究科の次の専攻の平成11年度収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成11年度収容定員
国際学	国際社会研究	10
	国際文化研究	10
教育学	学校教育	13
	教科教育	83
工学	応用化学	48

附 則(平11 規程第26号)

この規程は、平成11年10月6日から施行し、平成11年8月31日から適用する。

附 則(平12 規程第35号)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平13 規程第7号)

- この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 改正後の別表1の規定にかかわらず、教育学研究科修士課程の次の専攻の平成13年度の収容定員は、次のとおりとする。

専攻名	平成13年度収容定員
カリキュラム開発	7

附 則(平14 規程第14号)

この規程は、平成14年2月13日から施行する。

附 則(平14 規程第25号)

この規程は、平成15年1月8日から施行し、平成14年度入学者から適用する。

附 則(平14 規程第30号)

この規程は、平成15年3月12日から施行し、平成15年度入学者から適用する。

附 則(平15 規程第1号)

- この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 改正後の別表1の規定にかかわらず、教育学研究科及び工学研究科の次の専攻の平成15年度の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成15年度収容定員
教育学	障害児教育	5

工学		博士前期課程	博士後期課程
	機械システム工学	52	
	応用化学	58	
	建設学	46	
	情報工学	58	
	情報制御システム科学	25	10

- 3 改正後の別表1の規定にかかわらず、工学研究科博士後期課程の次の専攻の平成16年度の収容定員は、次のとおりとする。

専攻名	平成16年度収容定員
情報制御システム科学	20

- 4 教育学研究科学校教育専攻に平成15年3月31日以前から引き続き在学する者にあつては、改正後の別表2の規定にかかわらず、養護学校教諭専修免許状を取得することができる。

附 則(平15 規程第3号)

この規程は、平成15年4月9日から施行する。

附 則(平15 規程第5号)

この規程は、平成15年9月10日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則(平15 規程第7号)

この規程は、平成15年10月8日から施行し、平成15年9月19日から適用する。

附 則(平16 規程第51号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平16 規程第113号)

- 1 この規程は、平成16年11月24日から施行する。

- 2 改正後の別表1の規定にかかわらず、国際学研究科及び農学研究科の次の専攻の平成16年度の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成16年度収容定員
国際学	国際交流研究	10
農学	生物生産科学	81

附 則(平17 規程第45号)

この規程は、平成17年5月17日から施行する。

附 則(平17 規程第66号)

この規程は、平成17年11月10日から施行する。

附 則(平18 規程第66号)

この規程は、平成18年11月14日から施行する。

附 則(平19 規程第12号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平19 規程第21号)

- この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 改正後の別表1の規定にかかわらず、国際学研究科(博士後期課程)及び工学研究科(博士後期課程)の平成19年度及び平成20年度の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成19年度収容定員	平成20年度収容定員
国際学	国際学研究	3	6
工学	エネルギー環境科学	40	38
	情報制御システム科学	29	28

附 則(平20 規程第2号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平20 規程第12号)

- この規程は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第8条の2第1項、第14条第2号及び第9号並びに別表2(工学研究科を除く。)の改正規定は平成20年3月25日から適用する。
- この規程による改正前の工学研究科の各専攻は、改正後の本則第4条、別表1及び別表2の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該専攻に在学する者が当該各専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 改正後の別表1の規定にかかわらず、工学研究科の平成20年度定員及び平成21年度の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	課程	専攻名	収容定員	
			平成20年度	平成21年度
工学研究科	博士前期課程	機械システム工学専攻	25	
		電気電子工学専攻	27	
		応用化学専攻	28	
		建設学専攻	22	
		情報工学専攻	28	
		エネルギー環境科学専攻	32	
		情報制御システム科学専攻	25	
		機械知能工学専攻	28	
		電気電子システム工学専攻	28	
		物質環境化学専攻	29	
		地球環境デザイン学専攻	25	
		情報システム科学専攻	29	
		学際先端システム学専攻	58	
		計	384	
	博士後期課程	生産・情報工学専攻	生産・情報工学専攻	14
物性工学専攻			10	5
エネルギー環境科学専攻			26	12
情報制御システム科学専攻			19	9

		システム創成工学専攻	30	60
		計	99	93

附 則(平 23 規程第 9 号)

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 6 条の 2 第 2 項の規定は、平成 23 年度からの再入学者から適用する。

附 則(平 25 規程第 7 号)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平 26 規程第 7 号)

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表 2 の規定は、平成 26 年度入学者から適用し、それ以外の者については、なお従前の例による。

附 則(平 27 規程第 29 号)

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程による改正前の教育学研究科の各専攻及び各専修、工学研究科(博士前期課程)の学際先端システム学専攻は、改正後の本則第 4 条、別表 1 及び別表 2 の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日に当該専攻及び専修に在学する者及び平成 27 年 4 月 1 日以後に当該専攻及び専修に転入学、編入学又は再入学する者が当該専攻及び専修に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 改正後の別表 1 の規定にかかわらず、平成 27 年度の教育学研究科及び工学研究科(博士前期課程)の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	課程	専攻名	収容定員 平成 27 年度
教育学研究科	修士課程	学校教育専攻	33
		特別支援教育専攻	5
		カリキュラム開発専攻	7
		教科教育専攻	50
	教職大学院の課程	教育実践高度化専攻	15
工学研究科	博士前期課程	機械知能工学専攻	65
		電気電子システム工学専攻	65
		物質環境化学専攻	71
		地球環境デザイン学専攻	58
		情報システム科学専攻	67
		学際先端システム学専攻	58
		先端光工学専攻	25

- 4 平成 27 年 3 月 31 日以前に教育学研究科及び工学研究科(博士前期課程)に入学した者(以下「在学者」という。)及び平成 27 年 4 月 1 日以後に在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者に係る教員の免許状の種類及び免許教科は、別表 2 の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

附 則(平 29 規程第 27 号)

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 学則第 2 号)

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則による改正前の国際学研究科博士前期課程、教育学研究科修士課程、工学研究科博士前期課程及び農学研究科修士課程は、改正後の第 4 条から第 6 条の規定にかかわらず、平成 31 年 3 月 31 日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 改正後の第 6 条の規定にかかわらず、地域創生科学研究科、国際学研究科、教育学研究科、工学研究科及び農学研究科の平成 31 年度の収容定員は次のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程	博士前期課程	教職大学院の課程
		収容定員	収容定員	収容定員
地域創生科学研究科	社会デザイン科学専攻	77		
	工農総合科学専攻	258		
	計	335		
国際学研究科	国際社会研究専攻		10	
	国際文化研究専攻		10	
	国際交流研究専攻		10	
	計		30	
教育学研究科	学校教育専攻	25		
	教育実践高度化専攻			33
	計	25		33
工学研究科	機械知能工学専攻		37	
	電気電子システム工学専攻		37	
	物質環境化学専攻		42	
	地球環境デザイン学専攻		33	
	情報システム科学専攻		38	
	先端光工学専攻		25	
	計		212	
農学研究科	生物生産科学専攻	41		
	農業環境工学専攻	12		
	農業経済学専攻	8		
	森林科学専攻	10		
	計	71		
合計		431	242	33

- 4 平成 31 年 3 月 31 日以前に国際学研究科博士前期課程、教育学研究科修士課程、工学研究科博士前期課程及び農学研究科修士課程に入学した者(以下「在学者」という。)及び平成 31 年 4 月 1 日以後に在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者に係る教員の免許状の種類及び免許教科は、別表 1 の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

附 則(平成 31 年 学則第 4 号)

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(一年 学則第一号)

- この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- この学則による改正前の国際学研究科博士課程及び工学研究科博士課程は、改正後の第4条から第6条の規定にかかわらず、令和3年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 改正後の第6条の規定にかかわらず、地域創生科学研究科、国際学研究科及び工学研究科の令和3年度及び令和4年度の収容定員は次のとおりとする。

研究科	専攻	令和3年度修了定員		令和4年度収容定員	
		博士前期課程	博士後期課程 (博士課程)	博士前期課程	博士後期課程 (博士課程)
地域創生科学研究科	社会デザイン科学専攻	154		154	
	工農総合科学専攻	516		516	
	先端融合科学専攻		25		50
	計	670	25	670	50
国際学研究科	国際学研究専攻		6		3
	計		6		3
工学研究科	システム創成工学専攻		60		30
	計		60		30

別表1(第14条第1項関係)

専修免許状及び免許教科の種類表

研究科	専攻	免許状の種類	免許教科
地域創生科学研究科	社会デザイン科学専攻	中学校教諭専修免許状	国語, 社会, 音楽, 美術, 保健体育, 家庭, 英語
		高等学校教諭専修免許状	国語, 地理歴史, 公民, 音楽, 美術, 保健体育, 家庭, 農業, 英語
	工農総合科学専攻	中学校教諭専修免許状	理科
		高等学校教諭専修免許状	理科, 農業, 工業
教育学研究科	教育実践高度化専攻	幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 技術, 家庭, 英語
		高等学校教諭専修免許状	国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 工芸, 書道, 保健体育, 家庭, 工業, 英語
		特別支援学校教諭専修免許状	(知的障害者に関する教育の領域) (肢体不自由者に関する教育の領域) (病弱者に関する教育の領域)

宇都宮大学大学院学則（案） 変更事項を記載した書類

1. 変更の事由

令和3年4月1日付で、本学大学院に、地域創生科学研究科先端融合科学専攻（博士後期課程）を新設することに伴い、所要の改正を行うものである。

2. 主な変更内容

- ① 地域創生科学研究科に先端融合科学専攻を加えること。
- ② 国際学研究科及び工学研究科を削ること。
- ③ 修士課程を削り博士前期課程に改めること。
- ④ 入学定員及び収容定員を改めること。

宇都宮大学院学則（案） 変更部分の新旧対照表

（改正後）	（改正前）
（略）	（略）
第 2 節 構成	第 2 章 組織
（大学院）	（研究科）
第 4 条 本学大学院に次の研究科を置く。 地域創生科学研究科 教育学研究科	第 4 条 本学大学院に次の研究科を置く。 地域創生科学研究科 <u>国際学研究科</u> 教育学研究科 <u>工学研究科</u>
（課程）	（課程）
第 5 条 本学大学院の課程は、博士課程、専門職学位課程のうち専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号）第 26 条第 1 項に規定する教職大学院の課程（以下「教職大学院の課程」という。）とする。 <u>この場合において、博士課程は前期 2 年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期 3 年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分する。</u>	第 5 条 本学大学院の課程は、 <u>修士課程、後期 3 年の課程のみの</u> 博士課程（以下「博士課程」という。）、専門職学位課程のうち専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号）第 26 条第 1 項に規定する教職大学院の課程（以下「教職大学院の課程」という。）とする。
2 地域創生科学研究科に博士課程、教育学研究科に教職大学院の課程を置く。	2 地域創生科学研究科に <u>修士課程、国際学研究科及び工学研究科</u> に博士課程、教育学研究科に教職大学院の課程を置く。
3 <u>博士前期課程</u> においては、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うものとする。	3 <u>修士課程</u> においては、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うものとする。
4 <u>博士後期課程</u> においては、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。	4 <u>博士課程</u> においては、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。
（略）	（略）
（専攻，入学定員及び収容定員）	（専攻，入学定員及び収容定員）
第 6 条 研究科に置く専攻，入学定員及び収容定員は，次のとおりとする。	第 6 条 研究科に置く専攻，入学定員及び収容定員は，次のとおりとする。

(改正後)

研究科	専攻	博士前期課程		博士後期課程		教職大学院の課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
地域創生科学研究科	社会デザイン科学専攻	77	154				
	工農総合科学専攻	258	516				
	先端融合科学専攻			25	75		
	計	335	670	25	75		
教育学研究科	教育実践高度化専攻					18	36
	計					18	36
合計		335	670	25	75	18	36

(略)

(標準修業年限)

第7条 教職大学院の課程の標準修業年限は2年とする。

2 博士課程の標準修業年限は5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

(在学期間)

第8条 博士前期課程及び教職大学院の課程の在学期間は4年、博士後期課程の在学期間は6年を超えることができない。

(略)

(他の大学院等における研究指導)

第17条 各研究科(教職大学院の課程を除く。)において教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生が当該

(改正前)

研究科	専攻	修士課程		博士課程		教職大学院の課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
地域創生科学研究科	社会デザイン科学専攻	77	154				
	工農総合科学専攻	258	516				
	計	335	670				
国際学研究科	国際学研究専攻			3	9		
	計			3	9		
教育学研究科	教育実践高度化専攻					18	36
	計					18	36
工学研究科	システム創成工学専攻			30	90		
	計			30	90		
	合計	335	670	33	99	18	36

(略)

(標準修業年限)

第7条 修士課程及び教職大学院の課程の標準修業年限は2年とする。

2 博士課程の標準修業年限は3年とする

(在学期間)

第8条 修士課程及び教職大学院の課程の在学期間は4年、博士課程の在学期間は6年を超えることができない。

(略)

(他の大学院等における研究指導)

第17条 各研究科(教職大学院の課程を除く。)において教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生が当該

(改正後)	(改正前)
<p>他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、<u>博士前期課程</u>にあつては、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。</p>	<p>他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、<u>修士課程</u>にあつては、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(<u>博士前期課程</u>の修了要件)</p>	<p>(<u>修士課程</u>の修了要件)</p>
<p>第24条 <u>博士前期課程</u>の修了要件は、当該課程に標準修業年限以上在学し、研究科の定めるところにより30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。</p>	<p>第24条 <u>修士課程</u>の修了要件は、当該課程に標準修業年限以上在学し、研究科の定めるところにより30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。</p>
<p>(<u>博士後期課程</u>の修了要件)</p>	<p>(<u>博士課程</u>の修了要件)</p>
<p>第25条 <u>博士後期課程</u>の修了要件は、当該課程に標準修業年限以上在学し、研究科の定めるところにより10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。</p>	<p>第25条 <u>博士課程</u>の修了要件は、当該課程に標準修業年限以上在学し、研究科の定めるところにより10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、次の各号に掲げる在学期間を含め、3年以上在学すれば足りるものとする。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、次の各号に掲げる在学期間を含め、3年以上在学すれば足りるものとする。</p>
<p>(1) <u>修士課程又は博士前期課程</u>に標準修業年限以上在学し修了した者にあつては2年</p>	<p>(1) <u>修士課程</u>に標準修業年限以上在学し修了した者にあつては2年</p>
<p>(2) <u>修士課程又は博士前期課程</u>を2年未満の在学期間をもって修了した者にあつては当該在学期間</p>	<p>(2) <u>修士課程</u>を2年未満の在学期間をもって修了した者にあつては当該在学期間</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(入学資格)</p>	<p>(入学資格)</p>
<p>第30条 <u>博士前期課程</u>に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p>	<p>第30条 <u>修士課程</u>に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p>
<p>(1)～(10) (略)</p>	<p>(1)～(10) (略)</p>
<p>2 <u>博士後期課程</u>に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p>	<p>2 <u>博士課程</u>に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p>
<p>(1)～(7) (略)</p>	<p>(1)～(7) (略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

(改正後)

(改正前)

(休学期間)

第35条 (略)

2 休学期間は、通算して博士前期課程及び教職大学院の課程にあっては2年、博士後期課程にあっては3年を超えることができない。

(略)

附 則

- この学則は、令和3年年4月1日から施行する。
- この学則による改正前の国際学研究所博士課程及び工学研究所博士課程は、改正後の第4条から第6条の規定にかかわらず、令和3年3月31日に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 改正後の第6条の規定にかかわらず、地域創生科学研究科、国際学研究所及び工学研究所の令和3年度及び令和4年度の収容定員は次のとおりとする。

研究科	専攻	令和3年度 修了定員		令和4年度 収容定員	
		博士前期課程	博士後期課程 (博士課程)	博士前期課程	博士後期課程 (博士課程)
地域創生科学研究科	社会デザイン科学専攻	154		154	
	工農総合科学専攻	516		516	
	先端融合科学専攻		25		50
	計	670	25	670	50
国際学研究所	国際学研究専攻		6		3
	計		6		3

(休学期間)

第35条 (略)

2 休学期間は、通算して修士課程及び教職大学院の課程にあっては2年、博士課程にあっては3年を超えることができない。

(略)

(改正後)

(改正前)

工学研究科	システム創成		60		30
	工学専攻				
	計		60		30

教授会規程

地域創生科学研究科 先端融合科学専攻

国立大学法人宇都宮大学組織規程（案）	- - - - -	1
宇都宮大学大学院専攻教授会規程	- - - - -	11
宇都宮大学大学院地域創生科学研究科代議員会内規	- - - - -	12

○国立大学法人宇都宮大学組織規程（案）

（平成 16 規程第 2 号）

改正 平成 16 規程第 114 号 平成 17 規程第 5 号 平成 18 規程第 3 号
平成 18 規程第 39 号 平成 18 規程第 48 号 平成 18 規程第 74 号
平成 18 規程第 79 号 平成 19 規程第 1 号 平成 19 規程第 11 号
平成 20 規程第 5 号 平成 20 規程第 9 号 平成 22 規程第 1 号
平成 22 規程第 7 号 平成 22 規程第 90 号 平成 23 規程第 5 号
平成 23 規程第 15 号 平成 24 規程第 15 号 平成 25 規程第 18 号
平成 26 規程第 9 号 平成 27 規程第 27 号 平成 28 規程第 74 号
平成 28 規程第 105 号 平成 29 規程第 17 号 平成 30 年 規程第 29 号
平成 31 年 規程第 15 号 令和元年 第 127 号

目次

第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)

第 2 章 役員及び職員(第 3 条―第 7 条)

第 3 章 審議機関等(第 8 条―第 12 条の 4)

第 3 章の 2 削除

第 4 章 大学の組織(第 13 条―第 19 条の 6)

第 5 章 副学長及び大学の組織の長(第 20 条―第 29 条の 6)

第 6 章 教授会、専攻教授会及び研究科委員会(第 30 条―第 31 条の 2)

第 7 章 事務組織(第 32 条・第 32 条の 2)

第 8 章 補則(第 33 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号。以下「法人法」という。)その他の法令に定めるもののほか、国立大学法人宇都宮大学(以下「本学」という。)の組織について定めるものとする。

(主たる事務所)

第 2 条 本学は、主たる事務所を栃木県宇都宮市峰町 350 番地に置く。

第 2 章 役員及び職員

(役員)

第 3 条 本学に、次の役員を置く。

(1) 学長

(2) 理事 5 名 (うち 1 名は非常勤とする。)

(3) 監事 2名

(学長の職務)

第4条 学長は、本学を代表し、その業務を総理するとともに、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「学教法」という。）の定めるところにより、本学の長として、その校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(理事の職務)

第5条 理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して本学の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。

2 理事に関し必要な事項は、別に定める。

(監事の職務)

第6条 監事は、本学の業務を監査し、その他法人法の定める職務を行う。

2 監事に関し必要な事項は、別に定める。

(職員)

第7条 本学に、教授、准教授、助教、副園長、副校長、主幹教諭、教諭、養護教諭、事務職員、施設系技術職員、教室系技術職員、技能系職員、医療系技術職員、教務職員その他必要な職員を置く。

2 前項に定めるもののほか、特に必要と認められるときは、講師(常時勤務する者に限る。)及び助手を置くことができる。

3 職員の職務は、学教法及び本学が別に定める規程による。

第3章 審議機関等

(役員会)

第8条 本学に、中期目標及び中期計画に関する事項並びに本学の重要な組織の設置又は廃止に関する事項その他役員会が定める重要事項について審議する機関として、法人法の定めるところにより、役員会を置く。

2 役員会に関する規程は、別に定める。

(学長選考会議)

第9条 本学に、学長の選考及び業務執行状況の確認等を行う機関として、法人法の定めるところにより、学長選考会議を置く。

2 学長選考会議に関する規程は、別に定める。

(経営協議会)

第10条 本学に、経営に関する重要事項を審議する機関として、法人法の定めるところにより、経営協議会を置く。

2 経営協議会に関する規程は、別に定める。

(教育研究評議会)

第11条 本学に、教育研究に関する重要事項を審議する機関として、法人法の定めるところにより、教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会に関する規程は、別に定める。

(戦略企画本部)

第11条の2 本学に、本学が戦略的に取り組むべき重要事項に係る企画及び立案並びに総合調整を行う機関として、戦略企画本部を置く。

2 戦略企画本部に関する規程は、別に定める。

(部局長連絡協議会)

第12条 本学に、本学の経営及び教育研究に関し連絡、調整及び協議するため、部局長連絡協議会を置く。

2 部局長連絡協議会に関しては、別に定める。

第12条の2及び第12条の3 削除

(学術院)

第12条の4 本学に、本学の教育及び社会活動の基盤である研究の活性化を担うことを目的とし、学術院を置く。

2 本学の教授、准教授、講師(常時勤務する者に限る。)、助教及び助手は、学術院に所属するものとする。

3 学術院に関する規程は、別途定める。

第3章の2 削除

第12条の5から第12条の7まで 削除

第4章 大学の組織

(学部)

第13条 本学に、次の学部を置く。

地域デザイン科学部

国際学部

共同教育学部

工学部

農学部

2 学部に関する規程は、別に定める。

(大学院)

第14条 本学に、大学院を置き、次の研究科を置く。

地域創生科学研究科

教育学研究科

2 大学院に関する規程は、別に定める。

(附属学校)

第15条 本学に、法人法及びそれに基づく文部科学省令の定めるところにより、次の附属学校を置く。

共同教育学部附属幼稚園

共同教育学部附属小学校
共同教育学部附属中学校
共同教育学部附属特別支援学校

- 2 附属学校に関する規程は、別に定める。
(学部附属施設)

第 16 条 本学に次の学部附属施設を置く。

国際学部附属多文化公共圏センター
工学部附属ものづくり創成工学センター
農学部附属農場
農学部附属演習林

- 2 学部附属施設に関する規程は、別に定める。
(共同利用)

第 16 条の 2 前条第 1 項に掲げる農学部附属農場及び農学部附属演習林は、本学の教育研究上支障がないと認められるときは、他の大学、専門学校等の利用に供することができるものとする。

- 2 前項に関し必要な事項は、別に定める。
(学内共同施設)

第 17 条 本学に次の学内共同施設を置く。

雑草と里山の科学教育研究センター
バイオサイエンス教育研究センター
オプティクス教育研究センター
アドミッションセンター
留学生・国際交流センター
キャリア教育・就職支援センター
教職センター
総合メディア基盤センター
保健管理センター

- 2 学内共同施設に関する規程は、別に定める。
(大学教育推進機構)

第 17 条の 2 本学に、基盤教育の開発・実施及び教育プログラムの継続的な向上を図り、教育の質保証を担うため、大学教育推進機構を置く。

- 2 大学教育推進機構の組織運営については、別に定める。
(地域創生推進機構)

第 17 条の 3 本学に、地域人材育成機能、地域シンクタンク機能及び地域イノベーション機能を拡充し、地域連携機能の総合的な強化を担うため、地域創生推進機構を置く。

- 2 地域創生推進機構の組織運営については、別に定める。

(附属図書館)

第18条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する規程は、別に定める。

第19条から第19条の6まで 削除

第5章 副学長及び大学の組織の長

(副学長)

第20条 本学に、副学長を置く。

2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

3 副学長は、理事をもって充てる。(非常勤理事を除く。)

4 前項の規定にかかわらず、理事以外の副学長を置くことができる。

5 前項の副学長は、本学の職員のうちからこれに充てる。

6 第3項の副学長に関し必要な事項は、別に定める。

(学長特別補佐)

第20条の2 本学に、学長特別補佐を置くことができる。

2 学長特別補佐は、本学における管理運営を円滑に進めるため、学長を補佐し、学長からの特命事項を行う。

3 学長特別補佐は、本学の職員のうちからこれに充てる。

4 学長特別補佐に関し必要な事項は、別に定める。

(学部長)

第21条 各学部に学部長を置き、学術院の教授のうちからこれに充てる。

2 学部長は、当該学部に関する校務をつかさどり、当該学部の責任教員を統督する。

(学科長)

第22条 学部の学科に学科長を置くことができ、学術院の教授のうちからこれに充てる。

2 学科長は、学科に関する校務をつかさどる。

(コース長)

第22条の2 工学部の各コースにコース長を置き、学術院の教授のうちからこれに充てる。

2 コース長は、コースに関する校務をつかさどる。

(研究科長)

第23条 各研究科に研究科長を置き、当該研究科の基礎となる学部の長をもって充てる。

ただし、地域創生科学研究科にあつては、学術院の教授のうちから学長が指名する者をもってこれに充てる。

研究科長は、当該研究科に関する校務をつかさどり、当該研究科の責任教員を統督する。

(専攻長)

第 24 条 地域創生科学研究科の各専攻に専攻長を置き、学術院の教授のうちからこれに充てる。

2 専攻長は、専攻に関する校務をつかさどる。

(学位プログラム長)

第 24 条の 2 地域創生科学研究科の各学位プログラムに学位プログラム長を置き、学術院の教授のうちからこれに充てる。

2 学位プログラム長は、学位プログラムに関する校務をつかさどる。

(附属学校の長)

第 25 条 共同教育学部附属の学校に園長又は校長を置き、学術院の教授のうちからこれに充てる。

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認める場合は、特任教員の園長又は校長を置くことができる。

3 園長又は校長は、各附属学校に関する校務をつかさどる。

(学部附属施設の長)

第 26 条 学部附属施設に長を置き、学術院の教授又は准教授のうちからこれに充てる。

2 学部附属施設の長は、当該施設に関する業務をつかさどる。

(学内共同施設の長)

第 27 条 学内共同施設に長を置き、学長が指名する者をもってこれに充てる。

2 学内共同施設の長は、当該施設に関する業務をつかさどる。

(大学教育推進機構長)

第 27 条の 2 大学教育推進機構に機構長を置き、理事又は副学長のうちから学長が指名する者をもってこれに充てる。

2 機構長は、当該機構に関する業務をつかさどる。

(地域創生推進機構長)

第 27 条の 3 地域創生推進機構に機構長を置き、理事又は副学長のうちから学長が指名する者をもってこれに充てる。

2 機構長は、当該機構に関する業務をつかさどる。

(附属図書館長)

第 28 条 附属図書館に館長を置き、理事のうちから学長が指名する者をもってこれに充てる。

2 館長は、図書館に関する業務をつかさどる。

第 29 条から第 29 条の 6 まで 削除

第 6 章 教授会、専攻教授会及び研究科委員会

(教授会)

第30条 各学部に、学長が掲げる、学生の入学、卒業及び課程の修了並びに学位の授与
その他教育研究に関する重要な事項等について決定を行うにあたり意見を述べる機関
として、学教法の定めるところにより、教授会を置く。

2 教授会に関する規程は、別に定める。

(専攻教授会及び研究科委員会)

第31条 地域創生科学研究科に、専攻教授会を置く。

2 教育学研究科に、研究科委員会を置く。

3 専攻教授会及び研究科委員会については、前条第1項を準用する。

4 専攻教授会及び研究科委員会に関する規程は、別に定める。

第31条の2 削除

第7章 事務組織

(事務組織)

第32条 本学にその事務を遂行させるため、事務組織を置く。

2 本学の事務組織に関する規程は、別に定める。

(事務総括)

第32条の2 事務総括担当理事は、学長の監督の下、事務組織を総合調整し、事務組織
として横断的に連携させることとする。

第8章 補則

(補則)

第33条 この規程に定めるもののほか、本学の組織に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16 規程第114号)

この規程は、平成16年11月24日から施行する。

附 則(平成17 規程第5号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18 規程第3号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18 規程第39号)

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則(平成18 規程第48号)

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

附 則(平成18 規程第74号)

この規程は、平成19年1月1日から施行する。

附 則(平成18 規程第79号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19 規程第1号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19 規程第11号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20 規程第5号)

この規程は、平成20年2月18日から施行する。

附 則(平成20 規程第9号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第4条、第15条第1項、第17条第1項、第25条及び第27条第2項(留学生センターを除く。)の改正規定は平成20年3月25日から施行する。

附 則(平成22 規程第1号)

この規程は、平成22年2月15日から施行する。

附 則(平成22 規程第7号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22 規程第90号)

この規程は、平成22年11月1日から施行する。

附 則(平成23 規程第5号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23 規程第15号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24 規程第15号)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 規程第 18 号)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 規程第 9 号)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 規程第 27 号)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 規程第 74 号)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 規程第 105 号)

この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 規程第 17 号)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 規程第 29 号)

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 規程第 15 号)

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 宇都宮大学大学院研究科教授会規程（平成 20 年規程第 14 号）及び宇都宮大学大学院研究科教授会の審議事項について（学長裁定平成 26 年 12 月 15 日）は廃止する。

附 則(令和元年 第 127 号)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一年 規程第一号）

- 1 この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 国際学研究科及び工学研究科は、改正後の第 14 条の規定にかかわらず、令和 3 年 3 月 31 日に在籍する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- 3 国際学研究科及び工学研究科に置かれている研究科委員会は、令和3年3月31日に在学する者及び在学する者の年次に転入学，編入学，又は再入学する者が当該研究科に在籍しなくなるまでの間，存続するものとする。

○宇都宮大学大学院専攻教授会規程

(平成31年 規程第22号)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人宇都宮大学組織規程第31条第1項の規定に基づき、宇都宮大学大学院地域創生科学研究科の各専攻に置く専攻教授会（以下「専攻教授会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 専攻教授会は、地域創生科学研究科の当該専攻の責任教員（ただし、研究指導教員又は研究指導補助教員の資格を有する者に限る。）をもって組織する。

2 専攻教授会は、必要と認めるときは、前項に掲げる以外の者を加えることができる。

(役割)

第3条 専攻教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、専攻教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 専攻教授会は、前項に規定するもののほか、学長、研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長、研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(運営)

第4条 専攻長は、専攻教授会を主宰して、その議長となる。

2 専攻長に事故あるときは、あらかじめ専攻長が指名する者が議長となり、その職務を代行する。

(研究科代議員会)

第5条 地域創生科学研究科に、各専攻教授会に属する教員のうちの一部の者をもって構成される研究科代議員会（以下「代議員会」という。）を置く。

2 専攻教授会は、その定めるところにより、代議員会の議決をもって、各専攻教授会の議決とすることができる。

3 代議員会に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、専攻教授会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

○宇都宮大学大学院地域創生科学研究科代議員会内規

(平成 31 年 3 月 20 日)

(趣旨)

第 1 条 この内規は、宇都宮大学大学院専攻教授会規程第 5 条、地域創生科学研究科教育研究組織内規第 9 条及び地域創生科学研究科専攻教授会内規第 6 条の規定に基づき、地域創生科学研究科（以下「本研究科」という。）に置く研究科代議員会（以下「代議員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 代議員会は、研究指導資格を有する次の者をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 研究科長補佐
- (3) 各学位プログラム長

(審議事項)

第 3 条 代議員会は、専攻教授会から委任された事項を含む次の事項について審議するものとする。

- (1) 学生の入学，修了，休学，退学，復学及び転学等に関する事。
- (2) 研究生及び科目等履修生の受入（期間の変更を含む。）及び退学の許可に関する事。
- (3) 国費外国人留学生の推薦及び受入許可に関する事。
- (4) 学生の入学前の既修得単位及び在学中に他の大学等で修得した単位の認定に関する事。
- (5) 学生の修得単位並びに学位論文審査及び最終試験の結果の確認に関する事。
- (6) 長期履修生の可否等に関する事。
- (7) 学生に対する懲戒処分及び身分等に関する事。
- (8) 学生の厚生及び指導に関する事。
- (9) 研究科の教育方針及び教育課程の編成に関する事。
- (10) 各種研究員，研修員，研究者等の受け入れ・派遣等に関する事。
- (11) 教員の資格審査に関する事。
- (12) 非常勤講師の任用に関する事。
- (13) 本研究科の中期目標・中期計画に関する事。
- (14) 諸規程等の制定及び改廃に関する事。
- (15) 専攻又は研究科の設置及び廃止に関する事。
- (16) 事業経費等の基本方針及び管理に関する事。
- (17) 外部資金(受託研究，寄附金)の受け入れ及び民間機関等との共同研究に関する事。

(18) その他、研究科長が代議員会で審議することが適当と認めた事項

- 2 研究科長は、代議員会における審議事項及び結果等を本研究科の責任教員に周知するものとする。

(運営)

第4条 代議員会に議長を置き、研究科長をもって充てる。

- 2 議長は、会議を招集する。
- 3 議長に事故あるときは、研究科長補佐がその職務を代行する。
- 4 会議は、代議員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 5 会議の審議は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理出席)

第5条 代議員会は、第2条に規定する代議員が事故その他やむを得ない理由により代議員会に出席できないときは、当該代議員が事前に指名した者を代理者として出席させることができる。

- 2 前項の規定により代理者を出席させた場合は、当該代理者を代議員とみなす。

(構成員以外の出席)

第6条 議長が必要と認めた場合は、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(主担当及び副担当)

第7条 代議員会は、研究科の円滑な運営を図るため、次の事項における主担当及び副担当（以下「担当等」という。）を代議員の中から選出し、当該事項等の審議における主たる責任者とするものとする。

- (1) 点検・評価に関する事項
- (2) 広報に関する事項
- (3) 教務に関する事項
- (4) 学務に関する事項
- (5) 入学試験に関する事項
- (6) 学術国際に関する事項
- (7) FDに関する事項

- 2 担当等に関し、人数等の必要な事項は、代議員会で決定する。
- 3 代議員会が認める場合は、前項に定めるもののほか、必要な担当等を置くことができる。

(庶務)

第8条 代議員会に関する庶務は、地域創生科学研究科事務部において処理する。

(雑則)

第9条 この内規に定めるもののほか、代議員会の運営等に関し必要な事項は、代議員会が別に定める。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。